

平成19年12月12日から

平成19年12月12日まで

標 茶 町 議 会

議案第61号・第62号・第63号・第64号・第65号
第66号・第67号審査特別委員会記録

於 標茶町役場 議場

議案第61号・第62号・第63号・第64号・第65号
第66号・第67号審査特別委員会記録目次

第1号（12月12日）	
開会の宣告	3
委員長の互選	3
副委員長の互選	4
付議事件	
議案第61号 平成19年度標茶町一般会計補正予算	4
議案第62号 平成19年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	4
議案第63号 平成19年度標茶町下水道事業特別会計補正予算	4
議案第64号 平成19年度標茶町土地区画整理事業特別会計補正予算	4
議案第65号 平成19年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	4
議案第66号 平成19年度標茶町病院事業会計補正予算	4
議案第67号 平成19年度標茶町上水道事業会計補正予算	4
内容質疑	5
総括質疑	
林 博 君	14
小 林 浩 君	18
後 藤 勲 君	20
舘 田 賢 治 君	22
閉会の宣告	33

議案第61号・第62号・第63号・第64号・第65号
第66号・第67号審査特別委員会記録

議案第61号・第62号・第63号・第64号・第65号
第66号・第67号審査特別委員会記録

○議事日程（第1号）

平成19年12月12日（水曜日） 午後 2時00分 開会

付議事件

- 議案第61号 平成19年度標茶町一般会計補正予算
議案第62号 平成19年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算
議案第63号 平成19年度標茶町下水道事業特別会計補正予算
議案第64号 平成19年度標茶町土地区画整理事業特別会計補正予算
議案第65号 平成19年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
議案第66号 平成19年度標茶町病院事業会計補正予算
議案第67号 平成19年度標茶町上水道事業会計補正予算

○出席委員（14名）

委員長	深見 迪 君	副委員長	田中 敏文 君
委員	田中 進 君(午後2時37分遅参)	委員	黒沼 俊幸 君
〃	越善 徹 君	〃	伊藤 淳一 君
〃	菊地 誠道 君	〃	後藤 勲 君
〃	林 博 君	〃	小野寺 典男 君
〃	末柄 薫 君	〃	舘田 賢治 君
〃	川村 多美男 君	〃	小林 浩 君

○欠席委員（1名）

委員 平川 昌昭 君

○その他の出席者

議長 鈴木 裕美 君

○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

町 長	池田 裕二 君
副 町 長	及川 直彦 君
総務課 長	玉手 美男 君
企画財政課長	森山 豊 君

議案第61号・第62号・第63号・第64号・第65号
第66号・第67号審査特別委員会記録

税務課長	中居茂君
管理課長	今敏明君
住民課長	妹尾昌之君
農林課長兼	牛崎康人君
商工観光課長	佐藤啓一君
建設課長	井上栄君
水道課長	山口登君
育成牧場長	表武之君
病院事務長	蛭田和雄君
やすらぎ園長	臼井好和君
教育長	吉原平君
教委管理課長	島田哲男君
社会教育課長	藤岡克己君
農委事務局長	牛崎康人君（農林課長兼務）

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤吉彦君
議事係長	中島吾朗君

議案第61号・第62号・第63号・第64号・第65号
第66号・第67号審査特別委員会記録

(議長 鈴木裕美君委員長席に着く)

◎開会の宣告

○議長(鈴木裕美君) ただいまから議案第61号・第62号・第63号・第64号・第65号・第66号・第67号審査特別委員会を開会いたします。

(午後 2時00分)

◎委員長の互選

○議長(鈴木裕美君) 委員会設置後最初の委員会でありますので、委員長、副委員長の互選が必要であります。

委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員がその職務を行うことになっております。黒沼委員が年長委員でありますので、黒沼委員に委員長互選の職務をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時02分

(年長委員 黒沼俊幸君委員長席に着く)

○年長委員(黒沼俊幸君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

ただいまの出席委員13名、欠席2名であります。

これより委員会条例第8条第2項の規定により、委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

末柄君。

○委員(末柄 薫君) 委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま末柄委員から指名推選の発言がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の互選は、末柄委員からの指名推選に決定いたしました。

末柄君。

○委員(末柄 薫君) 委員長には、深見委員を推薦しますので、よろしくお取り計らい願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま末柄委員から、委員長に深見委員の指名がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議案第61号・第62号・第63号・第64号・第65号
第66号・第67号審査特別委員会記録

○年長委員（黒沼俊幸君） ご異議ないものと認めます。

よって、委員長には深見委員が当選されました。

休憩いたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時04分

（委員長 深見 迪君委員長席に着く）

◎副委員長の互選

○委員長（深見 迪君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

○委員長（深見 迪君） 続いて、副委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

末柄委員。

○委員（末柄 薫君） 副委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○委員長（深見 迪君） ただいま末柄委員から指名推選の発言がありました。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（深見 迪君） ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長の互選は、末柄委員からの指名推選に決定いたしました。

末柄委員。

○委員（末柄 薫君） 副委員長には、田中敏文君を推薦しますので、よろしくお取り計らいください。

○委員長（深見 迪君） ただいま末柄委員から、副委員長に田中敏文委員の指名がありました。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（深見 迪君） ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長には田中敏文委員が当選されました。

休憩いたします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時05分

○委員長（深見 迪君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎議案第61号ないし議案第67号

○委員長（深見 迪君） 委員会に付託を受けました議案第61号、議案第62号、議案第63

議案第61号・第62号・第63号・第64号・第65号
第66号・第67号審査特別委員会記録

号、議案第64号、議案第65号、議案第66号、議案第67号を一括議題といたします。

議題7案は、本会議で内容の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑は、逐条質疑と総括質疑に分けて行います。

なお、議題7案の歳入歳出予算の補正は歳入と歳出に分け、議案第61号の歳出は款ごとに行います。

初めに、議案第61号、一般会計補正予算、第1条、歳入歳出予算の補正、歳出から行います。

1款議会費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(深見 迪君) 2款総務費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

館田君。

○委員(館田賢治君) 14ページの諸費、23節なのですが、この100万円についてどういう内容をもう少しつけ加えていただきたいなど、このように思います。

○委員長(深見 迪君) 税務課長、中居君。

○税務課長(中居 茂君) お答えいたします。

この過年度分の過誤納還付金でございますけれども、一点は法人町民税で予納金に対する確定で、1件90万円に上がる還付というのがあったことと、もう一点は農家に対する税務署の税務調査で専従者給与の減額修正が行われておりまして、これは5件ぐらいに上がるのですけれども、いわゆる届け出していた給与者、専従者給与と申告したいいわゆる専従者給与にかなり大きな開きがあって減額修正させられたと。それで、いわゆる事業主については追徴になるのですけれども、専従者給与を受けている人方についてはそれぞれ減額されるものですから、税額も下がると。それがあわせて多い人では5年さかのぼって修正させられたと、そんなような部分が5件ぐらい出てきていて、5件だけでも170万円ぐらいに上がっております。それで、まだ3月まで今後もどの程度出てくるのか、ちょっとはかり知れないのですけれども、一応それらを見込んで補正させていただいたと、そういうことをご理解いただきたいと思います。

○委員長(深見 迪君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(深見 迪君) なければ、3款民生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

館田君。

○委員(館田賢治君) 民生費の16ページ、先ほど課長のほうから説明受けました福祉灯油だと思うのですが、低所得者の関係で、この37万円という数字が出ておりますけれども、これはどのような内容の根拠に基づいて補正されているのか、これもまたひとつ説明をつ

議案第61号・第62号・第63号・第64号・第65号
第66号・第67号審査特別委員会記録

け加えていただきたいなど、このように思います。

○委員長（深見 迪君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 社会福祉総務費の扶助費、低所得者支援援助費の37万円ですが、当初予算では1リッター当たり77円の単価で灯油を、単価として予算要求しておりました。現在灯油が高騰してきておりますので、今回12月1日の灯油単価ということで100円を予定し、差額23円につきまして230件の70リットル分ということで37万円を補正させていただいたということをご理解をいただきたいと思います。

○委員長（深見 迪君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（深見 迪君） なければ、4款衛生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（深見 迪君） なければ、5款労働費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（深見 迪君） なければ、6款農林水産業費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

林君。

○委員（林 博君） 牧野の経費の中、先ほど肥料散布委託料が直営になって浮くということで減額されているということだったのですが、これの経緯と、多分委託するのをやめて自分たちでやるという形になったのかなと思うけども、それによりどの程度経費が削減されたのか、また今後とも20年以降でもそういう形でやっていく予定でいるのか、その辺ちょっと伺いたいと思うのですが。

○委員長（深見 迪君） 育成牧場長、表君。

○育成牧場長（表 武之君） 今、委員のご指摘のとおり、節減をさせていただいたという内容になっております。中身的につきまして、春の散布、それから秋の散布、年2回ございます。そのうち、当初から化学肥料等々の値上がりが予想されるということを知っておりましたので、いかにしてそういった部分の経費削減をするかということを考えておりました。それで、春先につきましてはヘリ散布について中止をいたしました。しかし、全部直営でできるわけではありませんので、一部は委託をかけております。そういったことで、春と秋の2回の散布のうち500万円ほど削減したということでもあります。

これらにつきまして来年以降もどうするかという件でございますが、できることならば委託をしながらやりたいと思っておりますけども、特に春先につきましては牧さくの修繕等非常に仕事が多岐にわたっております。そういった中すべてを直営ですということは非常に大変なことでありますが、やはりまた値上がり等も非常にあるということも考えられますので、そういったことを考えながら来年も引き続き検討させていただきたいというふ

議案第61号・第62号・第63号・第64号・第65号
第66号・第67号審査特別委員会記録

うに考えております。

○委員長（深見 迪君） ほかにご質疑ございませんか。

越善君。

○委員（越善 徹君） 21ページ、12目の食材供給施設の中の19節、インターネット加入負担金というのが上がっていますけれども、これはADSL移行に伴う予算措置ということでしょうか。

○委員長（深見 迪君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

ご指摘のとおり、塘路地区でADSL可能になったということで、高速回線切りかえ部分で、インターネットプロバイダーに支払う負担金が上がったことに伴う増額補正でございます。

○委員長（深見 迪君） ほかにご質疑ございませんか。

舘田君。

○委員（舘田賢治君） この食材の供給施設費なわけですけれども、379万9,000円補正に上がっております。それで、当初から考えますと、ここに出てくる、節のところに出てきます委託料の関係の354万円、それから需用費の11節の燃料と光熱費の関係なのですが、これらの内容をお聞きをしておこうかなど。後でこれも総括の段階でちょっと聞かなきゃならないところもありますけれども、概略この出ている委託料の関係と、燃料費が新しく出てきておりますね、これの水道光熱費の圧縮したものととの関係をご説明をしていただければと思います。

○委員長（深見 迪君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 食材供給施設の中で需用費、燃料費ですね、それから委託料計上部分の内容についてご説明申し上げます。

食材供給施設につきましては、ご案内のとおり、有限会社ピルカに業務委託をしております。16年度から過去3年間、19年度で4年目を迎えております。18年度に初めて通年の営業を実施してもらったような経過がございまして、その中でいろいろ経営上の問題点が浮き上がってきたということで経営側から聞いております。

そこで、今回の内容なのですけれども、町として、業務を委託する側として、都市と農村の交流の場であるとか、それから地元食材の供給施設であるとか、それから塘路地区、本町の地域振興のための施設である、そういった条件も含めての管理を、業務を委託しているということでありまして、本来町が負担すべきものがあつたのではないかという視点で、負担区分の見直しを行いたいという内容でございます。

具体的に申し上げますと、燃料費で計上してございますのは、食材供給施設に設置しているボイラーの重油代金でございます。それから、運營業務委託料の中に計上してございますのは、過去に、ことしですね、既に有限会社ピルカのほうから直接支払っている重油代金について、こちらのほうで負担するという内容。それから、もう一つは、振興公社の

議案第61号・第62号・第63号・第64号・第65号
第66号・第67号審査特別委員会記録

時代に直接営業部分とその他の部分、面積案分をかけたまま、電気、水道、電話料の料金案分を行っていましたが、今回再びその考えを取り入れまして、一部負担区分の見直しを行っております。それから、もう一点は、夜間管理料等の部分なのですが、従前、平成19年度と現在、夜間管理料は6,858円という1日の単価を採用しておりますが、今回役場の夜警の単価を参考にしながら、最低賃金等が基準になっているのですが、そこからまず時間当たりの単価を見直しました。それから、1日24時間のうち営業、通常宿泊者がいないときのレストラン営業ということで8時間ということで見まして、夜間管理料については残る16時間を見るということで単価の改定を行いまして、夜間管理料につきましてはお客さん、宿泊者のいない夜につきまして1万595円ということで単価の見直しを行っております。それから、夏場、繁忙期にどうしても職員の方々が休みのとれないような状況で逼迫した時間体制の中で運営しているということで、それらを条件緩和するために、冬場につきましては休館日を設けたいということで委託側として考えております。休館日につきまして1日の管理料ということで、先ほど夜間管理料と同じような計算なのですが、1日当たり1万6,895円という単価で委託料を見まして、それらを積み上げると、燃料費につきましては137万7,000円、それから運營業務委託料については354万円という補正をしたいという内容でございます。

○委員長（深見 迪君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 今ちょっとなかなかのみ込めないのですが、この委託料、いわゆる早く言えば委託料というか、この食材の金額については負担区分を改めて考えましたと、こういう解釈に立っていてとりあえずいいのですか。負担、今までの負担区分はあったのだけでも、今までの負担区分ではいろいろとやってきてみたら、いろいろと町が当然立ってかえなきゃならないものまで相手の委託会社に払っていたので、そういうものについては、もう一回点検をして仕切り直したと、こういう解釈でよろしいのでしょうか。

また、今の数字ちょっとのみ込めないところもあるものですから、後でまた総括のときにさらせていただきますけれども、そんな解釈でよろしいのかどうか。

○委員長（深見 迪君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

委員ご指摘のとおりでございます。従前は、使用料として全額町に入れてもらう、そこから町のほうで直接支払う電気料、電話料、水道料差し引いて、そして夜間管理料を加えて委託料として支払っているわけでございます。そういう意味では、その部分で申し上げますと、夜間管理料だけが上乘せされていた状況ですけれども、負担区分の見直しをして光熱水費の一部、それから夜間管理料、それから休館日の管理料を支払いするという内容でございます。

○委員長（深見 迪君） 館田君。

○委員（館田賢治君） もう一度この委託料の354万円ですか、このやつ、もう一度ちょっと簡単にわかりやすくもう一回教えてください。メモとりますから。

議案第61号・第62号・第63号・第64号・第65号
第66号・第67号審査特別委員会記録

○委員長（深見 迪君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 354万円の内訳につきましては、まず営業部分とその他以外の面積案分で算出する電気料、水道料、電話料の負担分として83万4,000円がございます。それから、夜間管理料の単価改定に伴うアップ分として85万3,000円を予定しております。それから、休館日の管理料としまして35万5,000円、それから決済済みのボイラー燃料費ということで49万8,000円、それからボイラー運転に伴う電気料として、これは過去の実績からの算定しているのですけれども、年間で100万円ということで、合計354万円を予定しております。

○委員長（深見 迪君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（深見 迪君） なければ、7款商工費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（深見 迪君） なければ、8款土木費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

菊地君。

○委員（菊地誠道君） 22ページの13節委託料の中で、ことしは除雪委託料9,000万円予算とっていますけれども、なかなか降雪量毎年予測するのが大変難しいわけですけど、この除雪、毎年の除雪体制、いろいろと広範囲にわたっていますから、大変いろいろな話聞いていますけれども、それらの除雪に当たっての体制づくり、昨年あたりと変わったところがあるのか、その辺をまずはお聞きしたいと思います。

○委員長（深見 迪君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

除雪体制につきましては、基本的に昨年度と大きく変わる部分はありません。直営でやる部分、特に虹別地区直営と民間で協同でやります。それから、市街地につきましても一部直営でやる部分、それから民間でやる部分、大きな部分では変更はございません。

○委員長（深見 迪君） 菊地君。

○委員（菊地誠道君） 体制については、昨年同様だというご答弁なのですが、業者については入れかわっただとか、新規参入とかはないでしょうか。

○委員長（深見 迪君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） ことしの会社間の入れかえ等はございません。1社希望されている会社はございましたが、持っている車両等の協議させていただきまして、待機車両という形で私どものほうで押さえさせていただいてございます。何かの緊急の際、お手伝いいただける部分として押さえさせていただきます。

○委員長（深見 迪君） ほかにご質疑ございませんか。

越善君。

議案第61号・第62号・第63号・第64号・第65号
第66号・第67号審査特別委員会記録

○委員（越善 徹君） 土木総務費の委託料で今回道路台帳の補正の450万円というのを計上されているわけですが、これの道路種別ごとの延長はどのようになっているか、またその金額的なものはどういうふうになっているか、それを教えてください。

○委員長（深見 迪君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） 内容になろうかと思うのですが、今年度の道路台帳補正委託業務につきましては、改良舗装等を実施しております事業系を中心にいたしまして、道路部分の修正8路線、改良、種別的には改良舗装、もとが砂利道の部分を改良舗装して舗装まで持っていった部分の補正等が中心でございます、8路線、5キロを予定しております。これに電算処理等を含めて計画しております。

○委員長（深見 迪君） 越善君。

○委員（越善 徹君） 例えば舗装路線が何路線、それから道路法で言う簡易舗装、8センチ以下でしたか、それから砂利道という区分けはされていないのですか。

○委員長（深見 迪君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） ベースの道路台帳部分、既にでき上がっておりますので、毎年この時期補正させていただいております状況なのですが、中身につきましては1層舗装の部分についてはカウントは、いわゆる砂利道みなしでございますので、カウントしておりません。2層以上の路線について、改良舗装等が中心になります。単費で2層舗装やっているところ、現在のところ余りありませんので、2層以上の部分について道路法ののりつた形の台帳整備を順次させていただいて、図面等のかきかえ、それからデータの電算処理の数値等を修正させていただいている状況でございます。

○委員長（深見 迪君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（深見 迪君） なければ、9款消防費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（深見 迪君） なければ、10款教育費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

田中敏文君。

○委員（田中敏文君） 小学校費の財産管理費、備品購入費で525万円上がっているのですが、その内訳を教えてください。

○委員長（深見 迪君） 教育委員会管理課長、島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） 小学校費の備品購入費であります、標茶小学校の講堂建設にあわせまして、今使っていられます大変老朽化しています演台、舞台の上の演台であります。その更新の予定であります。

○委員長（深見 迪君） 越善君。

○委員（越善 徹君） 郷土館費についてご質問いたしますけれども、先ほど食材供給施

議案第61号・第62号・第63号・第64号・第65号
第66号・第67号審査特別委員会記録

設の中で塘路地域のADSL移行に伴って予算計上してはいますが、郷土館についてはその予算は計上しないのですか。

○委員長（深見 迪君） 社会教育課長、藤岡君。

○社会教育課長（藤岡克己君） お答えいたします。

郷土館費につきましては、9月の定例会で議決をいただいております。

○委員長（深見 迪君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（深見 迪君） なければ、13款諸支出金について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

小林君。

○委員（小林 浩君） 26ページの建物取得費の中のその開発の公有財産の購入が出ていますけれども、今現在のところで何か目的、使用目的というのがもし予測されるものがあれば教えていただきたい。

○委員長（深見 迪君） 管理課長、今君。

○管理課長（今 敏明君） お答えいたします。

この施設につきましては、旧河川事務所が撤退するや否やというときに企画財政課のほうで、町内全体で意向を調査した経過があります。その段階では、民間情報も含めてですけれども、四、五件あったということで、それはあくまでも正確な状態ではありませんし、少なからずとも標茶町はその河川事務所の廃止については反対するという立場ですから、有効活用を図るという意味での調査を当時企画財政でやっています。それで、今回この補正については、具体的に取得するというので、6月の議員協議会でもご説明させていただいたのですが、この審議、それからご理解賜った後、いわゆる予算可決後、また同じように町内を意向調査をかけまして、改めて有効活用を図れるような検討をしたいなと思っています。ただ、過去にいろいろと福祉関連、その内容でも福祉関連も含めて要望等、陳情等もございまして、そういったものも含めて一回白紙に戻した中で、再度政策的な意図も含めまして決定していきたいと思っていますので、ご理解を賜りたいと思います。

○委員長（深見 迪君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（深見 迪君） なければ、14款職員費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（深見 迪君） なければ、第1条、歳入歳出の予算の補正、歳入、1款町税から21款町債まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（深見 迪君） なければ、第2条、債務負担行為の補正について質疑を許しま

議案第61号・第62号・第63号・第64号・第65号
第66号・第67号審査特別委員会記録

す。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(深見 迪君) なければ、第3条、地方債の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(深見 迪君) なければ、以上で議案第61号、一般会計補正予算を終わります。

次に、議案第62号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算、歳入歳出予算の補正、歳出、1款総務費及び2款保険給付費の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(深見 迪君) なければ、歳入歳出予算の補正、歳入、4款道支出金から9款諸収入まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(深見 迪君) なければ、以上で議案第62号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第63号、下水道事業特別会計補正予算、第1条、歳入歳出予算の補正、歳出、1款総務費及び公共下水道事業費の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(深見 迪君) なければ、歳入、3款国庫支出金から8款町債まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

越善君。

○委員(越善 徹君) 国庫補助金ですけども、特環から公共下水道にかわったということの理由はどのようなことでしょうか。

○委員長(深見 迪君) 水道課長、山口君。

○水道課長(山口 登君) お答えします。

実は、特環は塘路地区でございます。それで、当初計画しておりました路線で391の右折レーンの工事が、ことし用地買収が入るということで、来年以降工事かかるということで、実際工事ができなくなったということで、約300メートル程度来年度に延ばすと。そのほかに、あとそれぞれの外構が若干経費的に落ちた。それから、あと仮設工事が若干経費が安くなったということでございまして、それらを含めて塘路の下水、塘路の特環事業の補助金が減って今度標茶市街の公共に振りかえるということで、統合補助でございますので、それらの行き来は可能ということになっておりますので、今回そういう形で補正させてい

議案第61号・第62号・第63号・第64号・第65号
第66号・第67号審査特別委員会記録

ただきました。

○委員長（深見 迪君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（深見 迪君） なければ、第2条、地方債の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（深見 迪君） なければ、以上で議案第63号、下水道事業特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第64号、土地区画整理事業特別会計補正予算、第1条、歳入歳出予算の補正、歳出、1款事業費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（深見 迪君） なければ、第1条、歳入歳出予算の補正、歳入、2款保留地処分金及び3款繰入金の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（深見 迪君） なければ、以上で議案64号、土地区画整理事業特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第65号、介護保険事業特別会計補正予算、第1条、保険事業勘定歳入歳出予算、歳出、1款総務費から3款地域支援事業費まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（深見 迪君） なければ、保険事業勘定歳入歳出予算、歳入、2款国庫支出金から7款繰越金まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（深見 迪君） なければ、第2条、介護サービス事業勘定歳入歳出予算、歳出、1款サービス事業費の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（深見 迪君） なければ、介護サービス事業勘定歳入歳出予算、歳入、4款繰越金の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（深見 迪君） 以上で議案第65号、介護保険事業特別会計補正予算を終わります。

議案第61号・第62号・第63号・第64号・第65号
第66号・第67号審査特別委員会記録

次に、議案第66号、病院事業会計補正予算、第1条、総則から第3条、棚卸資産購入限度額まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(深見 迪君) 以上で議案第66号、病院事業会計補正予算を終わります。

次に、議案第67号、上水道事業会計補正予算、第1条、総則から第4条、他会計からの負担金まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(深見 迪君) なければ、以上で議案第67号、上水道事業会計補正予算を終わります。

以上で議題7条の逐条審議は終了いたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 2時39分

再開 午後 2時39分

○委員長(深見 迪君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

続きまして、議題7条一括して総括質疑を許します。ご質疑ございませんか。

林君。

○委員(林 博君) (発言席) 私のほうから2点ほどちょっとお伺いしたいというふうに思っております。

町道の整備についてちょっと伺いたいと思っているのですが、いろいろと町道結構長い距離の中で長期的に整備しながら改修進めていると思うのですが、そこまでいく前の段階、特に舗装道路についてなのなのですが、結構傷んでいるところもあるのじゃないかなと思っているのですが、それを補修するとき、どういう基準といたしますか、どういうふうになったらそういう補修に着手するのか、災害時は特に別として、その辺どういうふうになっているのかと、そういう箇所が多分何カ所かあるかと思うのですが、どの程度担当のほうとして把握しているか、まず伺いたいと思います。

○委員長(深見 迪君) 建設課長、井上君。

○建設課長(井上 栄君) お答えいたします。

維持補修、特に舗装道路のどの程度で維持補修をするのかという、定数的に決まった数字とか、そういう状態では考えておりません。あくまでも安全に通行していただくために努力しているところなのですが、やはり委員ご指摘のとおり、経年劣化等でクラックが入ったり、それからでこぼこが発生したりという状況がございます。できるだけ多くの舗装道路をクラック補修等できることが望ましいことで、私たちもそれを当然望んでいる

わけなのですけども、まず町道の中にも今1層舗装含めまして約全路線の半数ほどがいわゆる舗装、表面から見たときに舗装のように見える状況かと思うのですけども、その舗装構成等につきましては1層の舗装、維持的に行いました1層の舗装があったり、それからいわゆる補助事業等、国の、並びに道の補助金等を利用して事業化を図って、2層、いわゆる8センチが通常なのですが、交通量等にも影響しますが、8センチが通常です。か、3層の12センチという状況が多くございます。そういうようないろんな舗装のタイプがございまして、それぞれこれまで事業で行われてきた部分でございます。

維持補修の部分につきましては、できるだけタイヤ等がいわゆる通ったときにパンクとか事故が起きないような状況は、もう最悪の状態として注意するようにパトロール並びに、それから住民の皆様方の通報で対応しているところでございます。

それから、維持補修の舗装道路の把握状況でございますが、特に維持補修の部分でもそれぞれ地域さん、それから懇談会の席、それから通常のパトロール等で発見したところ、聞いているところなのですが、特に交通量等も関係しますので、その中で限られた予算の中で対応していておりますので、それぞれ事業化を図って補修する、または維持補修の中で対応するというような対応をせざるを得ません。特に今私どものほうで非常に苦悩しているといいますか、何らかの方策を継続して考えておりますのが、交通量が特に多い、路線の延長が長い、一番交通量がある標茶市街から五十石に抜けるルラン通の部分、それからもう一つ、磯分内の瀬文平橋から弟子屈のいわゆる釧路川の右岸側になりますが、裏道の通っている部分、これについては延長もありまして、随時気がつくたびに補修に今追われている状況でございまして、この再整備等が何らかの形で補修できないかなというのは常に今悩んでいるところでございます。現状単費でしか今のところやる手だてがないものですから、折を見ては北海道さんのほうともご相談させていただいたりしているのですが、現状のところは事業化を図れないということで、継続してこれは検討してまいりたいと思っている大きな2路線でございます。まだほかにも随時地域さんのご要望等でございます。クラックの補修も、1年にできないところ3年で横クラックを我慢していただいて直しているという状況にもございます。

○委員長（深見 迪君） 林君。

○委員（林 博君） それぞれ大変苦慮しているのだろうというふうに思っております。町道につきましては、多分約740キロメートルに及ぶ町道でございまして、隣の弟子屈町さんのほうにちょっと聞きましたら、約私どもの半分しかありませんので、そういう面では本町については特に維持管理については経費的な面も大変なのかなというふうに思っておりますけども、今、課長の話したとおり、いろいろと予算のかかる中で事業採択等も考慮しながら進めていかなきゃならないのかなと思いますけども、特に緊急性の要するところににつきまして、今説明あったとおり、事故があつてからでは遅いなというふうに思っておりますので、そういうところにつきましては、なるべく早く一時的な応急処置でもいいですから、やっていただきたいなというふうに思っておりますので、ぜひその辺よろしくお願

したいというふうに思っております。

もう一点なのですが、一般質問の中でもちょっと出ておりましたけども、閉校後におきます教員住宅、特に教員住宅の利活用ということについてちょっとお尋ねしたいというふうに思っております。まず最初に、こういう施設につきましてはどのような状況になったときに町として自由に使えるという言い方していいのかどうかちょっとわかりませんが、年数的なものとか、条件的なものでどういうふうになったときにうまく利活用が進むのか、その辺まず先にお聞きしたいと思います。

○委員長（深見 迪君） 教育委員会管理課長、島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） お答えいたします。

教職員住宅については、委員ご承知のように、教職員のための目的財産として建設しているところであります。ご承知のように、統廃合によって教員住宅が遊休な形になったときにどうするかという、そういった部分でのご質問だと思いますが、基準的には教職員住宅は、建設してから24年が耐用年数となっております。24年以内でしたら、それぞれ補助金の返還という形にはなろうと思いますが、これまでも、国の補助金の返還という部分は一定程度の年数が過ぎると免除されるという部分がありましたけども、最近では、非常に全国的な統廃合が進む中で、学校も含めてそうなのですが、その有効利用をどう図るかという部分では、国も規制緩和的な部分で多く言われてきて、現在は、おおむね10年という部分で協議という形になります。実際には、10年以内でも協議をしながら、目的が公共的な使用の部分では一定程度許可というか、承認をされるような形になっています。実際に、今年度上御卒業の教員住宅が一般住宅化について国の承認を、9年でありましたけども、承認をいただきました。ただ、その条件としては、かなり言われる分がありますが、その教職員住宅が教員住宅として、もうほとんど使えないかどうかという問題があります。それぞれ統廃合された学校に通勤できる範囲なのかどうかという、いろんな要件が付されます。それに基づいて一応協議をするわけなのですが、それに基づいての、実際には、遊休施設よりも利用を多くするという目的で、うちのほうも住民要望がございましたから、そういった部分に対応したところでもありますけども、町の部分で教育財産を目的以外にするときにどういうふうな形にして財産をかえるかということなのですが、教育財産は一般の方に貸せないというのは当然のことです。普通財産に衣がえをしなくちゃなりません。教育委員会の委員会で、その利用がほとんど見込めないという状態の中で、委員会の承認をとりまして、町のほうへ移管とする手続をとるふうに現在なっております。町に引き継いだ部分については、町の管理課のほうの担当となりますので、そちらのほうから一般の方々への貸し付けというふうになろうかと思っております。

○委員長（深見 迪君） 林君。

○委員（林 博君） 今の説明ですと、絶対使えないということではないのかなと。公共的なものということもまず一番、それが一番利用されやすいといえますか、スムーズにいくのかなと思いますし、きのう町長の答弁の中でも、地域でそういう要望があれば前向

きに検討したい、ということだったかなというふうに思っておりますけども、ちょっと私のほうから提案したいなと思っておりますので、今いろいろと標茶町も人口が減ってくる中で、ほかからの移住ということも考えられるのかなというふうに思っております。私どもの地域のほうでも、若干何人か入っておりますし、また隣の弟子屈のほうでも、すぐ私磯分内の近くなのですけども、府県のほうから入ってきているという方もおられます。そういった方々の移住を促進するという意味で、そういう対策の中で利用することはできないかなと、今ちょっと考えています。また、残念ながらきのうのお話もあったと思っておりますけども、酪農家の中で離農も多少あるわけですけども、その中に後継者と経営者での意見の食い違いといいますか、そういう中でどうしてもなかなか同居しづらいというような条件も正直言ってないわけでありませぬ。農協通せば、トレーラーハウスを利用してもらってということもあるのですけども、そういった形の中で、町の酪農後継者対策の一部、一環として、そういうものを利用させていただくという方法もあるのではないかと思うのですけども、その点についてはどのように考えていますか。

○委員長（深見 迪君） 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

今、委員お尋ねの地域コミュニティーをいかに守っていくかという観点で、そういう教員住宅も含めて活用できないかというお尋ねだと思いますが、これまでも、ある地区の地域から要望があって、ぜひここに住ませたいということで、保育所跡を地域譲渡して、そして新たな方が住んで地域の戦力になっていくというようなこともありました。あくまで地域のほうで、やはりその地域を守っていく、地域コミュニティーを維持していくということのご相談があった上で、それぞれ担当のともありますので、それらも含めまして検討してまいるといことになっていきます。移住に関すること、これも今釧路圏域の中でもそれぞれ検討も繰り返されております。そして、農業の維持をしていくというのも命題でありましようから、それらを支えていく形で検討することはやぶさかでないと思っておりますので、地域とも協議をしながら進めてまいりたいと。庁舎内につきましてもそれぞれ担当課と協議しながら進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（深見 迪君） 林君。

○委員（林 博君） 今それぞれ地域のコミュニティーをとりながら、そういう形で利用ができるのでないかというような答弁だったかなというふうに思っておりますけども、先日道新のほうで、隣の中標津町で体験移住の「ちょっと暮らし」ということが出ておまして、道内においても一番問い合わせが多いと、「ちょっと暮らし」をしている人数が大変多いということで新聞報道されておりました。その中、小学校教員住宅を提供して「ちょっと暮らし」というのをさせているというような記事が載っていましたので、できれば本町においてそういう形で利用できないかなというふうな、ちょっと思いが強かったものですから、今ちょっと質問させていただいております。ほかにいろんな場面もあろうかと思うのですけども、せつかくの有効利用ということで、いろんな面で活用できるというふ

うに思っております。今、財政課長のほうからは、地域の意向ということでもございましたけども、きのう一般質問の中にもありましたけども、逆に町誘導型の中でのそういった募集というのをしてもいいのじゃないかなと思っておりますので、その辺どうでしょう。

○委員長（深見 迪君） 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

先ほどのお答えの中で、圏域で今検討しているというお話をしましたが、その中にまさしく今お話にあった、ちょっと体験してみようとか、ミドル的に体験してみようとか、そして結果的に永住につながるというようなことも含めて検討してございます。それで、それぞれの手法をいろいろと検討しながら、そして町の発信もありますし、圏域総体で全国にそれらの情報を発信していくと。その中の検討の中でも実際に移住された方、それからちょい移住をしている方のご意見も伺いましたが、やはりその地域の魅力を知るところから始まってございます。やはり身を置く場所がそれぞれ必要だと思いますので、それについては今委員お尋ねのあった部分も一つの選択肢といたしますか、活用の事例として考えながら管内含めて検討して、そして情報も発信してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（深見 迪君） 先ほど私、議題7案を7条と読み間違えましたので、訂正しておきます。

ほかにご質疑ございませんか。

小林君。

○委員（小林 浩君） （発言席） 介護保険のことについてちょっと2点ほど聞きたいことがあったのですが、ことし4月から新しい形で包括支援センターということで、高齢者の生活を包括的に支援するという役割を果たす支援センターができたところなのですが、その支援センターができたことによっていろいろな生活相談だとか、また医学の問題だとか、いろんな相談窓口が広がったということもあって、地域の民生委員の方を通じたりだとかで、相当相談の件数がふえていると思うのですが、その状況をちょっと聞きたかったのと、あと予防介護という面が中心になる支援センターなので、今行われている、現状行われているその予防的な介護のことについてもちょっと知りたかったので、お聞きいたします。

○委員長（深見 迪君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 1点目の地域包括支援センターでございますが、平成18年の4月から本町では包括支援センターを設置しております。本年4月1日からは保健師2名、それからマネジャーということで、職員3人の体制で現在支援センターでの業務を行っているところであります。平成18年には、ただいまご質問ありました相談件数につきましては3,327件ということで、かなりの件数が来ておりましたし、本年につきましても11月現在で2,329件ということで、高齢者本人、それから家族の方々、それから民生委員通じて等々の相談件数については非常に多くて、包括支援センターをつくったことによって、逆にい

ろいろな介護にかかわる相談につきましては、かなり広い範囲で医療のサービス等も含めて相談に乗っているということで私どもは認識しております。

それと、介護予防の事業でございますが、いわゆる地域支援事業の中での特に平成18年から、介護保険につきましては予防事業に重点を置くということで、本町におきましても、基本的には通所の中でのいわゆるリハビリ含めて、ふれあい交流センターを使って地域包括支援センターの職員、それから住民課の健康推進係含めて、それらの介護予防の事業を現在実施しているところであります。ちょっと手元に、介護予防の参加者の人数等についてはちょっと手元にはないのですが、そんなことで現在介護予防の事業もやっているということでご理解をいただきたいと思えます。

○委員長（深見 迪君） 小林君。

○委員（小林 浩君） 今相談件数や何かも予測しているよりずっとたくさんの相談件数があって、やはり支援センターができてからそういう相談がしやすくなったのだなということがよくわかったのですが、実は今非常に高齢者の中で問題となっている認知症という部分にかかわってなのですが、その件についてやっぱり専門的なケアとかというのは今のところ行われているのかと、あと予防介護が中心なので、介護を受ける前にとというのが基本的な、本当はその段階で相談を受けるとというのが一番いいパターンだと思うので、例えば若年認知症とか、高次脳障害とか、若いうちに不幸にもそういうふうになってしまう方たちの相談とか、医療の病院、医療と連携をしながら早期の介護予防ができるように努力をしていただきたいと思えます。

それと、もう一点なのですが、前にもちょっと総括で聞いたことがあるのですが、やすらぎ園の件なのですが、以前、僕の記憶の中でもし正しければ、まちづくり推進委員会か何かの意見書の中で、やすらぎ園の中に民間の運営委員会を設置してはという意見書があったと思うのですが、その件と、あと前にもお聞きしましたが、百何十名の待機者というのを今後どのように考えているのかをもう一度聞きたいと思えます。

○委員長（深見 迪君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 認知症等に対する対応でございますが、包括支援センターでも当然認知症等の高齢者に対しては家族の方々と相談しながらそういう対応をしているところですが、これからそういう部分では地域、いわゆる地域との連携も深めながらやっていくということが、一つの課題になっているのではないかとはいふには考えております。そういう面では、せっきくの包括支援センターですので、そういうネットワーク、いろんな部分でのネットワーク等も構築しながら、そういう高齢者に対する対応をしてまいりたいというふうには考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○委員長（深見 迪君） やすらぎ園長、白井君。

○やすらぎ園長（白井好和君） 2点ほどだと思いますけれども、やすらぎ園の中に第三者的な委員会を設けてはどうかということでもありますけれども、この件については、私どもの施設では苦情処理委員会というものをつくっております。これは、委員の方が、資料

ちょっとありませんので、詳しいことは言いませんけども、まず委員の方は4名ほどおります。社会福祉協議会の副会長の方、それから家族会の会長の方、それから民生委員の方2名、合計4人で構成しております。それから、私どもの職員が窓口になってその苦情に対しての対応、今のところまだありませんけれども、ことしの4月からスタートしております。

それから、2つ目の待機者の数ですけども、今のところ118名ということであります。

○委員長（深見 迪君） ほかにご質疑ございませんか。

後藤君。

○委員（後藤 勲君） （発言席） 何回も除雪の問題でいろいろ出ていますけども、私がやろうとした分も先ほど委員の方から除雪問題かかっていますので、会議の中身については、変わりはないというようなことを聞いております。ただ、ことしはいろいろな温暖化の問題で、今までも灯油の問題等燃料等の問題がいろいろ問いただされているわけですけども、雪のことですから、何ぼ降るかわからない、どんな状態になるかわからないという部分がありますけれども、除雪問題としちゃ、必ず言われることは5時半から7時20分までですか、この間の町政だよりですか、あれには詳しく載っているんですけども、大きい道路だけを、町の中ですけど、あけていくことによって、そのよけたやつが個人のうちの出口にたまってしまうと。この問題については、企業組合のお世話になってやっているというところが150軒ほどあるというふう聞いていますけれども、我々も含めてどんどん、どんどん高齢化は進んでいくわけなので、そこに町に頼まなくても、頼むのも恥ずかしいから頼まないでいようじゃないかというぐらいのことで、無理をして除雪をしている人がたくさんいるわけです。考え方によっては、風が吹くとおけ屋がもうかるのでないですけど、雪が降ったら腰が痛くなって病院に通うと、そのことによって病院が繁盛すると、そんなことではないので、できるだけ除雪車が行った後、7時20分までの間に必ずしもあけなきゃならんわけでないですから、それも雪の量によっていろいろ考えられるわけです。考え方によっては、さらさら雪であれば簡単にとれると、だからといって、べた雪であれば相当重くて動かすことができない、せめて車の出入りができるくらいのところをちょっと除雪できないものなのかなと。ということは、21社今それなりに出ていますけれども、そのほかに、例えば業者というのは、冬の間仕事がないということで、大変な部分もあるかと思えますけれども、建築業者が今それなりにショベルの小さいのを持っているというのは、大体10社ほど標茶にいますけども、この辺については、どういう基準でその10社を除雪に入れることができないのか、ちょっと私のほうではわからないのですけれども、ある程度の基準の中で決められているのだらうとは思いますが、それが不可能だとすれば、除雪業者には大体小さなショベルぐらいは持っているわけなので、結果的にはその後ろをついていって、せめて1間くらいの道路の車が入りできるところぐらいはちょっとよけてやってくれるようなサービスができないものなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議案第61号・第62号・第63号・第64号・第65号
第66号・第67号審査特別委員会記録

○委員長（深見 迪君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

間口に雪、除雪の際に雪を置いていって、特に湿った雪の後にはおしかりの電話をいただくことは毎年必ずあります。機械除雪の方式上、また効率的な部分で考えても、どうしても民家側への雪の堆積ということは、作業上我慢していただかなければならない、特に市街地側の皆様には、ご協力を願っているところでございます。ただ、除雪会議等を通じまして、また個別でお電話あったとき等、特に湿った雪のときの際には、郊外であれば住宅につながる道路の部分、それから市街地であれば出入りする部分について、可能な範囲の中で雪を置いていく量をできるだけ少なくしてもらおう努力をしていただくようお願いしているところでございますが、一方でそのあたり時間かけて除雪が遅いというのも毎年苦情として伺っているところであります。今ご提案いただきました小型ショベル等でのという部分、一つのアイデアかと思えます。ただ、全町的な間口除雪ということになるかどうかと思うのですが、部分については、それぞれやはり除雪の考え方の基本的な姿勢になるかどうかと思えますけれども、それぞれ町の責任でやる部分、それから個人の責任でご協力いただく部分、やっていただく部分というのがあるのではなからうかなと思えます。間口除雪に関しましては、多くのケースの場合、個人財産の部分の除雪とならうかと思えますので、公共での施行というのは原則困難ではなからうかなと思えます。委員ご指摘のとおり、しかしながら除雪作業が困難な高齢者の方に対しましての措置といたしまして、民生上の施策で、これは住民課のほうが主管課となってございますが、それぞれ対応しているところでございます。

○委員長（深見 迪君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 今話は大体わかったのですが、絶対だめだというような話でもないので、できる限り、可能な限り、油代も高いということもありまして大変かと思えます、正直なところ。だからといって、やはり町民が困っている部分については、何とかしてやるというのがやはり町政のやり方だろうと思えますので、これはできる限り、可能な限り、直営でやっている部分だけでもいいですから、せめてことは、どの程度あけるといような、またその雪の状況に応じてあけてやれるような、そういう温かい気持ちで何とかしてもらえればなというふうに考えております。

それと、この除雪した後に、町のほうとしては一応見回りというか、監督というか、そういうようなことはしているのでしょうか。

○委員長（深見 迪君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

除雪終了後に除雪のたびごとに職員がもう一度、約530キロ近く直営と民間含めてあるわけなのですが、全線をパトロールして歩くという状況は、人員的なことも考えましても甚だ困難な状況でございまして、実施しておりません。ただ、すべての会社が完了したというご連絡があるまで職員待機しておりますので、待っているのだけでも、まだ除雪来

議案第61号・第62号・第63号・第64号・第65号
第66号・第67号審査特別委員会記録

ないのだよというような、特に大体午前中ぐらまで皆さん我慢していただいているようですが、午後からでも入ってこない状況だったりしますとお電話が必ず入ってきますので、そのあたりは連絡とりまして、どういう事態になっているのか確認して、また個別でこれは見に行かなきゃだめだなというような事態のときには職員派遣している状態でございます。

○委員長（深見 迪君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） わかりました。

それと、町政だよりに載っていたのかな、雪の投げ場、雪捨て場がどこかあいているところを使ってもいいよというようなこと、そういう人がいたらということで載っていたのですが、これについては今のところそういうような申し込みしている人はいるのでしょうか。

○委員長（深見 迪君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

以前までといいますか、古くはこれまでの慣例的な部分で町民の皆様の民地、それから町有地等、特に民地の部分、確実にご承諾をいただかない中で慣例的に行っている部分、雪置かせていただいている部分がありまして、課内でそういう課題があるという検討の結果、昨年、18だと思っておりますが、雪置き場のアンケートを実施、失礼いたしました、17年です。17年から雪置き場のお願いをして、いいよと、条件つきでいいのか、また全面的にどう使ってもいいよというような使われ方のお伺いをしているところでございます。今年度につきましては、ちょっと私ども今現在の状況をまだ報告受けておりません。平成17年度で承諾していただいたのが17件、それから平成18年度では、失礼いたしました。平成17年度で49件の送付を行いまして、いいよと言っていた、承諾された方が31件、ただし平成18年度になりまして、これが17年度の段階でちょっと事情がもうそれぞれあって承諾できないというところもありまして、減った件数で18年度送っておりますが、その中で23件の方がご承諾いただいております。平成19年度については今取りまとめして、私どものほうにまだ手元へ届いていない、私の手元に届いていない状況でございます。

○委員長（深見 迪君） ほかにご質疑ございませんか。

館田君。

○委員（館田賢治君） （発言席） 今、後藤委員のほうから除雪の関係いろいろ質問あったのですが、私もついからですから1点だけお聞きをしておこうかなと思います。

除雪の体制はこうやってできておりますけれども、これもし仮に何かの事情で除雪の体制ができなくなったというようなことになった場合、そういうこの体制の受け皿というのはでき上がっているのでしょうか。その1点だけちょっとまず聞いておきます。

○委員長（深見 迪君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） 除雪体制そのものが災害復旧、災害対策という要素が多く含んでいるものと認識しておりますが、万が一今の体制の中で、特に民間の部分になろうか

と思いますが、出られないというような状況になったときには、非常に率直に言いますと厳しい状況になるかと思えます。厳しいというのは、体制、今の時間帯、1車線を、雪の降り方によって7時20分までにまず1車線は、バスとの関係もありますので、今はそういう動き方しているのですが、それを確保できるかということ、非常に厳しいものがあるかとは思いますが。他町村と比べますと、これまで私どもの標茶町の中の除雪の体制というのは、いわゆる直営中心で動いていた部分、それからだんだん、だんだん民間委託の部分ふえていきまして、今約88%が民間ベースになるのかなと思えますけども、その中で非常に他町村と比べますと除雪の台数的には、多くの町村がご協力、非常に除雪台数を確保するのに難儀しているという多くの町村のある中では、一定程度の数は確保できているなどと思えます。しかしながら、その中でそれぞれの会社、台数違いますけども、その車種が多くの台数で使う、動くことが困難となったときにはかなり厳しい状況になるかと思えます。ただ、時間的なサービスの部分で町民の皆様にご迷惑はかける可能性はありますけども、時間のサービス我慢していただければ、相応の除雪は可能かと思えます。それぞれ雪の降り方によって、通常の雪ですといわゆる高速系の車が郊外の場合には有効で、効率的な車両になります。ただ、それぞれの機種得意、不得意がございますので、市街地で高速車という状態にはなりません。それは、ショベル系が中心になっていきます。大雪が降った際に際しましては、ショベル系でも押せないということになりますと、今度ロータリーの出動ということになりますので、その状況、状況によってそれぞれ状況は変わってくるかとは思いますが。

○委員長（深見 迪君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 今何もないから非常にスムーズにいつているわけですから、仮にそういう万のうち1つでもあったときに、時間の時差さえあればこそ、あってもやはりこうなったときにはこうだというくらいのそういう受け皿の考え方はしておいたほうがいいのかと思うのですが、その辺はどんなものでしょうか。

○委員長（深見 迪君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） お答えをいたします。

今の1社体制といいますか、受け持ち担当の1社体制がいいかどうかというのは、災害時の問題含めて議論をしているところであります。これは、冬期間だけじゃなくて、夏期間の町道740キロの管理の問題からして、いわゆるこの担い手の方々、特に建設業を中心とする方々にこういったときの担い手になっていただくということで、まだ公式的に考え方ができ上がっておりませんが、町内をブロック別に分けまして、それらを複数の業者の方に請け負っていただくと、基本的には事業者の皆さんにそういった部分について責任を担っていただくということについて検討をさせていただいておりますけども、これは冬期間と夏期間と分けるというのが非常に難しい話でありまして、夏期間の分ではいいと思います、実質道路の建設事業等にかかわらない業者の方もおられるということも含めて、これでは実質的なそういった担い手になり得ない、なり切れない部分もないわけじゃありませんから、

議案第61号・第62号・第63号・第64号・第65号
第66号・第67号審査特別委員会記録

そういったことも含めてこれまでの標茶のあり方を含めて調整をしていかなきゃならんと
ころが残っているなという、そういったことであります。事業者の方々には、そういった
検討をしていることについては、通常そういったものの議論があったときには、そういう
ことが検討していかざるを得ないということについては私のほうからも再三お話してお
りますし、多分ただいま委員から指摘されたことを体制的につくり上げるとすれば、そう
いった手法になるのではないかなというふうに考えているところです。

○委員長（深見 迪君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 今、副町長言われたようなことで今後に向けてその辺の考え方を
整理をしていってもらえれば、非常に安心かなと、このように思います。

もう一つ、課長に、井上課長、悪いのですが、指名願いの関係でお聞きをしておきます。
競争入札の参加資格の関係で決算書をつけておりますよね。決算書。資格審査のときの会
社の決算書、2年分。2年分つけさせて、たしか標茶はやっていると思うのですが、もう
2年分というのは道も国のほうも、それからまた根室管内の町村も廃止というか、もう1
年分になっているようなのです。それで、できるだけ、そういう添付資料の関係なのですが、
これ一つの例なのですが、特にそういうことの中でうちの町自体が整理しておくことが業
者さん方についても簡素な事務扱いになっていくということの中でやれるというのであれば、
この決算書ばかりではなくて、あわせて検討していただきたいなど、こう思うのです
が、いかがなものでしょうか。

○委員長（深見 迪君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

それぞれ官民含めて簡素化できる部分、事務的に簡素していくことは有効なことだと思
いますので、決算書、今ご指摘いただいた部分、他町村の部分、そして実質的になくても
代替する等で確認できる、また他町村が1年でよろしいという状況の理由等も調査させて
いただいて、簡素化できるものについては簡素化していくということで対応させていただ
きたいと思います。

○委員長（深見 迪君） 館田君。

○委員（館田賢治君） ひとつそれ簡素化、できるだけ検討をしてやっていただきたいわ
けです。

それで、先ほどちょっと款項のときで農林課長とも話して、この総括でという話で、余
り長く待たせたら調子悪いかなと思って、ちょっとやらせていただきますけれども、先ほ
ど話した中で、ことしの当初予算でいわゆる委託料は2,070万円ほど、いわゆる節の13節で
委託料見ているのです。そして、水道光熱費の段階で400万円ほど見ているのです、当初予
算で。そうしますと、ここで補正の段階で光熱費の118万5,000円のマイナスということに
なると、まだ280万円か300万円近いのが水道熱費の当初見た分の流れではあるのかなと、
使っているのかもわかりません。そういう計算になるのかなと。そして、あわせてその137
万7,000円というのは燃料代に持っていったわけですから、そのうち、400万円のあつたう

ちの、当初400万円見たうちの、水道熱費見たうちの137万円をこっちに、ここで三角にしたということは持っていったのだなというふうに解釈して、プラス19万2,000円今後出るといふことで、油代ということで見たのかなと。そうすると、当初の委託料は2,000万円と何がしのお金の委託料です。それから、水道光熱費というのは、この間400万円見た中でどのくらい今までかかっているのでしょうか。

○委員長（深見 迪君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

水道光熱費、電気、水道料の部分につきましては300万円ほどの金額を支出しております。今回減額しているのは、水道料でございますが、当初予算の中でことしから塘路地区下水道供給されるということで、下水道使用料の部分が相当かかってくるのだらうということで見積もっておりましたが、この間の実績で、恐らくこのままいくと余剰が生じるだらうということで、水道料のほうを削っております。その分を燃料費に持っていったということではないのですが、水道料は水道料で残りそうですので、減額をします。それから、燃料費については、先ほど申し上げたとおり、負担区分の見直しということで新たに必要が生じたことから、増額の補正をお願いしているというところでございます。

○委員長（深見 迪君） 舘田君。

○委員（舘田賢治君） 負担の考え方が変えたということで、それはそれで考え方を変えたというのであるから、これはこれとして考え方でいいと思いますけれども、いわゆる当初この事業をお願いをしたいという形の中で商工会にお願いしたのか、商工会のうち3つくらいの、3社と言っているのか、3つぐらいのグループの方々がお願いをしたいということで来たときに、通年雇用という問題が一つのことになって、いろいろ皆さんで話した結果、通年雇用ということになると、なかなかこれ難しいなという計算も立てた人もいるのでしょうか。そういう中でおりた。そういうことで今日まで来て、決まった人がやらせてくださいということでやっているよと。そういう上に立って、いわゆるこの区分の考え方が変えたということになると、私自身もなかなかそここのところに考え方がそうなのかなと、どうなのかなとって戸惑っていることは戸惑っているわけですが、そこで、当初の1つは、委託契約の関係で契約の解除というのもありましたよね。そういう中で通年雇用がいつときいろんな事情があつてなされなかった。それはそれで事情があつたことで、そういうものもひっくるめて今回の負担区分の考え方が変わったという時点で、この物の考え方を、もう一度申し込みというか、その考え方を、当初の人方もいるだらうし、今どんななっているのかわかりませんが、そういう申し込んだ人がいるということなものですから、その辺をひっくるめて、このまま契約がしていくことが正しいことなのかな、どうなのかな、ちょっとその辺が私自身も本当にまだわからないでいるところなのかな、その辺はどうなのかな、担当課長としては。

○委員長（深見 迪君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

契約解除の条項も確かに契約書ですからあります。そういうことでは、担当課としてもその部分考える局面はございました。ただ、委員ご指摘のとおり、今有限会社ピルカに委託をしているわけですが、その形をつくる時に商工会のほうにお骨折りいただきまして、希望者を募って、そして最終的には会社設立ということになっております。こちらのほうといたしましても、その当初の約束どおりなのかどうかということが、条件が合わなくておりていった方たちから批判が出ると困るということで、その辺は商工会事務局のほうで確認をしております。大きな柱というのは、食材供給施設として通年営業するというのが大きな柱でありまして、負担区分の見直しについては、いわゆる大家と店子との関係ですから、そこは町のほうで判断して進めてくださいというような、そういう考え方が示されまして、具体的な作業に入ってまいりました。契約解除をしたほうがよかったのではないかというような部分なのかもしれないのですけれども、一生懸命この間、これまでも議会の場で申し上げてきましたが、いろいろなイベントを組みながら、経営努力しながら、サフォークのタベですとか、そういう特産品を使いながらやってきている、あるいは一定程度の料理に関しては、評価をいただいているという部分ではもう少し頑張ってもらいたい、そういうふうに思いまして、負担区分の変更ということで計上しておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（深見 迪君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 商工会の事務局のほうも親と子の関係だからと、こういうことは商工会としては、特にそれをどうのこうのということではなくて、そういうお手伝いはしたことはしたけども、それをどうのというのじゃなくて、町と今なされている契約のほうの関係だから、そちらのほうでという考え方なのかなと、僕はこう思うのですが、そういうふうに考えたとして、僕の一番心配しているのは、いわゆるそういうもともとの人方からの不満が出ないのかどうかということと、それからボイラーだとかそういうものについての一定のものはすべて持つ、費用をすべて持つ、そういうものについて、そして燃料代もすべて持つというのと、それから何か月間に割ってやっているときはこの部分はもらうのだよという、そういう部分はあるのですか、それもあわせて2つどうなのかお聞きしておきたいと思っております。

○委員長（深見 迪君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

まず、会社設立以前に希望されていた方々からの不満ということなのですけれども、こちらのほうとしては、直接それらの方々に聞くという作業について、なかなかできないようなことがありましたので、商工会事務局に問い合わせをしたという経過がありますので、その部分ご理解いただきたいと思っております。

それから、ボイラーの燃料代につきましては、これは年間かかったものをすべてこちらのほうで見ようということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（深見 迪君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） 補足をさせていただきたいと思っておりますけれども、商工会との関係でありますけれども、当初この問題が議論されたのは商工会との町政懇談会であります。委託を始める2、3年の町政懇談会の際に、こういった施設を行政が運営するからうまくいかないのだというご指摘をいただいて、それでは商工会の皆さんでご検討いただきたいという、そういうお話をして、その結果、何組かの方々がその議論をした結果、現在の方々に決まったという経過であります。したがって、私どもとすれば、当時の何組かの人たちと個別に話することについていえば、ちょっとルール違反になる可能性がある。私どもは、当初の段階から個別に協議をしてきた経過ありませんから、基本的には商工会さんのほうに相談をするといえますか、1つはそういう経過がありますので、ぜひご理解いただきたいなど。

それから、ご案内のように、食材供給施設につきましては当初町の、現在は国の指導もありまして、会社を清算しておりますけれども、黒字の状態のまま清算しておりますけれども、標茶町振興公社というところに委託をして管理をしてまいりました。この時点で既にわかっていたことなのですが、実は今日の問題も全く同じなのであります。その時点で町の負担が2,200万円程度ありました。これは、議会でも議論いただいていて、これから先そういう状況にはないのじゃないかということで、実は先ほどの商工会との町政懇談会の協議経過もあって、現実には今日の状態に移ってきているというのが経過であります。

実は、今議論をいただいておりますけれども、商工会の中で何組かあった中でいえば、半年だけやらせてくれというところもありました。いろいろ現状の施設の特徴等についていえば、よく理解をしない、していただけない中で議論をされた経過もないわけじゃないなど、今から思うとそう思うわけです。というのは、話題となっています燃料費がどのようにかかるかということと、実はボイラーが各部屋で調整をしてとめるということができない状況になっています。したがって、冬期間についてはお客さんがいるかないか別にしてフルに動かさなきゃならない、あるいは冬期の管理上は最低の状態でも燃やさなければ施設管理ができないという、そういう性格もあつての燃料費がかかるという状況になっています。先ほど委員からもご指摘ありましたように、実は現在の予算は約3,060万円です。そのうちピルカ・トウロの委託会社が稼いでいるのが2,400万円、町の一般財源が660万円出てございます。委託料で支払っているのが2,500万円でありまして、使用料から2,390万円充当しています。一般財源で110万円。そのほかに、実は先ほども農林課長から言いましたように、すべてを会社に負担をさせていかどうかという部分があります。これは、庁舎管理の、庁舎って建物管理上の問題と光熱水費、ボイラー費含めてでありますけれども、これを過去3カ年の状態を見させていただいて今回見直しをさせていただいた。実は、会社の経営上は、過去3年間で債務超過になる可能性ぐらい、いわゆる当初は初年度、次年度、3年度でいうと、こういう処置まではいっていませんでしたから、多少のことは考慮しておりましたけれども、そういった中で最大限努力しても、なおかつこの担っている部分でいうと、それ相当のご苦勞をさせてしまうという見通しも過去3年間の経営の

中で明らかになりました。当然会社の役員の方々について言えば、こののこのについてはそういう予測ができなかったというのが正直な話ではないかなというふうに思います。私どもも、初年度から、もっと町のほうからの財源を手だてしてほしいという要望ありましたが、初年度からそういう話にはなりません。次年度もありました。けんけんがくがくお互いに首を、ネクタイをとり合うまではいかないけども、それに近い状態での議論は行ってまいりました。一応3カ年過ぎて4年目の話でありますけども、何とか通年での引き続き努力をしたいという話がありましたので、それと暖房料、燃料費の高騰もありますから、そういったこと含めて再精査をしていただいて、先ほどの課長のような説明になっている状況でございます。ぜひそういった面でご理解を賜りたいなというふうに思います。

○委員長（深見 迪君） 館田君。

○委員（館田賢治君） そういう副町長の今言われるような経過もたどってきたことも事実でありますから、後々こういうことについていろんな不満が出たり、いろんなことというのは、まだ私どもは聞いているわけではございません。これから、恐らくこの議会が終わった後にいろんな話が出るのかもわかりませんが、いわゆる今副町長が言われたような、いわゆる3年間やっていただいていた中で、やはり債務超過に陥る要素も出てきたと。そして、うちの振興公社の関係のことを振り返ってみると、やはりうちで持つべきものがあつたのではないかと。そういうことを整理した上に立って、今まず模索というか、そういう形の中でこの事業進んでいると。そういうふうに私はとらえて、またこれも、3月また定例の議会もありますから、また3月までにいろんなこういう情報が固まってこようかと思えますから、またそのときに本当に聞かなきゃなんないことが出ましたら聞くということで、これはこれとして継続審議にさせていただくかなと、こういうふうに思います。

それから、これまた前回私もやりましたけれども、「財界さっぽろ」の関係にも出たものですから、この後のことも聞いておかなきゃいかなんということ、阿歴内地区の夢の公園について、前は私も簡単に、議会の広報に載せていただいておりますけれども、まず事業のかかわりについて聞いたわけでありましてけれども、それと事業の完了だとか、施設の維持だとか、申請はどこなのだということ、聞いたかと思えます。それで、地域の申請ということの中で、その後この財界が出た後も私のそういうあれもあるものですから、何人かの人間から連絡もあつたりしたわけですが、いわゆるどういふふうにして馬が乗れるのだと。いわゆる小規模土地改良事業でやった、事業費的には幾らくらいなのか。そして、事業工種の内容はどんな内容のものが施設の中に、この小規模土地改良事業が使われて、事業主体はこれ町だと思うのですが、補助金はどういふ流れになっているのか、あわせてお聞きしておきたいと思えます。

○委員長（深見 迪君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） 前段の部分でご質問ではなくて通告だというふうには思ってお

りまして、答える何物もないなとは思っておりますが、ぜひご理解をいただきたいと思っております。実は、町の中でいろいろ議論されることは今後という話がありました。ぜひ皆さんにお願いをしたいなと思っておりますけれども、私のところに耳に入ってきた、おかしいという言葉について入ってきた話を聞いてみますと、町から委託料を全額町の負担で払っているというふうに受けとめられているのがそのおかしいという根拠のようであります。きょうの補正予算でも先ほども話しましたように、委託料、今年度で約2,500万円でありますけれども、そのうちの2,390万円がピルカとして稼いでのお金であります。これを一たん収入で見させていただいて、支出で送るという形をとっていますから、その辺の事情がわからない方については、全額町からそれだけもらって会社経営しているのではないかという理解をされている部分があるかと思っております。もしそういう事態が、方がおりましたら、ぜひ説明のほうをお願いをしたいなと思っております。内容につきましては、9月の定例会でも田中敏文議員からの報告、私の報告ではなくて、田中敏文議員からも会社の窮状について言えば、それぞれ質疑等が出された状況でありますこともあわせてお願いして、ご理解を賜りたいなと思っております。

○委員長（深見 迪君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 小規模土地改良事業のことについてお答えいたします。

前回、阿歴内の夢広場の総体的な事業のかかわりという中で若干触れさせてもらいましたけれども、面整備を道営中山間事業で行った後に、その上に建つものについて一部小規模土地改良事業で整備したという経過でございます。小規模土地改良事業というのは、現在、現在と申しますか、当時地域政策補助金、すみません、地域政策総合事業の中で組まれております小規模土地改良事業でございます、いわゆる団体事業というふうにご理解いただければというふうに思います。事業主体については、町、農協、それと道が認めた者、団体というふうになってございます。事業主体は、ご指摘のとおり町でございます、町長から釧路支庁長に補助申請を上げて事業を実施しております。事業費総額につきましては771万3,000円で、そのうち道補助が385万6,000円、町の負担は385万7,000円というふうになってございます。平成17年の10月3日に着手して、同年の12月5日に完了しております。中身につきましては、馬場整備という部分、それから安全施設ということで牧さく、木のさくを1.1キロほど整備しております。馬場整備については、角馬場、丸馬場、追い馬場、それから馬ふれあいコーナーの整備というふうになっております。

○委員長（深見 迪君） 館田君。

○委員（館田賢治君） それで、約2年近い間が何もなかったわけでございますけれども、ああやって釧路新聞ですか、出て、こういうことでやるというような新聞が、当時9月ですか、出ましたけれども、その後その地域の体制としてやる体制というか、来年度に向かって何かそういう体制整備の、体制整備というのか、体制のできる組織というか、そういうものの報告なり、来年度に向けて出ているのかどうか、その辺、あればあるというふうにお知らせください。

議案第61号・第62号・第63号・第64号・第65号
第66号・第67号審査特別委員会記録

○委員長（深見 迪君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 委員おっしゃるとおり、まずホースクラブができたということで、その部分の活動については非常に期待をしているところですが、具体的に平成20年度冬が明けて、あの馬場が使えるようになった段階でどういった事業展開がされるのかという部分、詳細についてはまだお伺いしておりません。あと、今回の一件で地域のほうとも話をしているのですが、馬場だけの使い方じゃなくて、地域の中心となる公園ということで、星空観察会とかそういったことも積極的に開いていきたいのだという、そういう話は伺っておりますが、それについても具体的にいつやるよとか、そういう話についてはまだ入ってきておりません。

○委員長（深見 迪君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 大変場所もいいようですから、星を見るのには大変いいのではないかなと思いますが、そういうのは早急に、子供たちも近くにおりますし、そういうことはできるのかなど。馬のほうも、もう既に来年、川湯の長谷川さんというところがあるのです、馬やっている。そこに来て乗っている人だと思うのですが、ことし温泉の用意をしながら行きますよという、直接ではないのですが、人を介してそういうこともありますから、ひとつその辺積極的にやれるような考え方を示してもらって、頑張ってもらおうということで地域との連絡を密にさせていただきたいなど、このように思います。

それで、病院の関係でちょっとお聞きをしておきます。いろいろと蛭田事務長、大変病院の関係ではご苦労をしているところだなと思いますが、いわゆる診療所化に、標茶はもう診療所化から一歩も出ないので、もう診療所化はしないのだよと、何かの機関で決まったがごとのような解釈をされているわけですが、そんなのではないぞと、こう思いながらいて、いわゆるうちの広報見ても考えておりませんまではいいけど、よく読んでいたらそんなような状況でないのだけれども、また別ないろんな新聞等によると、町なか、市内だという、さも決まったのかなと思われるようなことも出てきたものですから、もう一度ここで、この診療所化について、本当に今の段階でこうだと決められないことなどは僕思っているものですから、それはこのままいけることは、一番これはいいことで、今後とも何でもないのであれば最高のことなのだけれども、いろんな交付税のことから、いろんな外部からの状況を考えると、どう展開していくかわからない状況でないのかなと思うものですから、その辺もひっくるめてお話を聞かせていただければ。

○委員長（深見 迪君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） 病院の管理者は、町長であります。ただいまの質問につきましては、事務方の範疇の話だというふうに理解をしております。その範疇で政策的な決定ということではございませんから、そういった面で管理者ではなくて事務方の責任者として話をさせていただきたいと思います。

実は、広報で上げさせていただいたのは、それまでに実は新聞報道で道のほうから情報提供されたものが一方的に報道されました。それは、国の動向について、国のいわゆる有

識者の会議の中で出た話を道が先取りしたような形で出したと。そのことを見て町民の方がいわゆる不安等に陥ったようでありまして、その結果照会が来たということが実情であります。その時点では、実は案の中では、ご案内のようにいきなり地方の自治体病院については診療所化にしちゃうと、そして全部実はこの辺でいいますと、釧路市内に集約をしようという話であります。全く違う話でありますけども、現在消防について全く同じ方式の国からの提案がされています。なぜそういう方向に進むのかということについていうと、私も個人的には推測するものがありますけども、全然私ども自治体病院に相談ないままにそういった報道までされてきている状況の中で、住民の皆さんの不安にお答えする形で当面の考えとして載せていただいたのがあの表題であります。最後のところ読んでもらえばわかるのですが、具体的に国、道のほうから財源問題含めて出てきた段階では、手だてをしなけりゃならないことがあり得るといふふうに書いています。実は、北海道町村会の政策交流会があったのですが、その場面でも、その病院等の問題の議論する町村長の分科会でも、実は同じような形のことが議論になっていまして、今の段階で北海道町村会の中で考え方を整理する段階にないと、いわゆる具体的なものが示されていないで、国、道の思いだけが先行して出ているものですから、冷静な判断ができないということで判断をしています。この辺を受けとめて、とりあえずは皆さんに不安だけを先行させるわけにいかないと。現在の情報状態であれば、とりあえず病院は診療所化しないよということをお不安を取り除くという意味で出させていただいております。ある新聞では反対を、標茶町が道内では初めて反対したかのようなことを書かれておりますけども、読んでわかるように、あの広報の中では反対という言葉は一つも使っておりません。別なマスコミの方にこの広報紙を読んでどう思いましたかと、おたくでは標茶町が反対したと書かないのですかと聞いたら、あの広報では反対というのは出ていないと、したがってそういうふうには報道しませんというふうに言われていますから、これは、報道は自由でありますし、表現の自由でありますから、それはそれで仕方ないかなと思っておりますけども、私どもの真意はそういうことですので、ぜひご理解をいただきたいなと思っております。

○委員長（深見 迪君） 館田君。

○委員（館田賢治君） この診療所化に伴って、この間連合町内会のほうもこのあれをしたようでございますけれども、各振興会なり町内会の中に入って、いわゆるこの病院問題についての議論は町民の人方に末端でもらうと、そしてあわせて病院の状況も協力をしてもらいながら、そういう何かの機会をつくるというようなことは考えているのかどうか、それもあわせてお聞きをしておきたいと思っております。

○委員長（深見 迪君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） 実は、新聞報道、前段申し上げましたように、この自治体病院のあり方については新聞報道がかなり先行しておりました。したがって、11月から12月にかけて各地区の町政懇談会をしておりますけども、この際に町立病院のその問題についての質問、意見等が多々ありました。結局その場面で一応説明をして、考え方は説明、

1カ所だけ町立病院やめるべきだという、お一人方から意見がありました。その金は酪農に回したほうが良いということで、私からすると距離が釧路市内に近いとこかなという気がしないではないのですが、大概の人は、特に逆に言うと釧路から遠い地区の方では、ぜひ高齢化社会の中で、我々の最後の頼りにする町立病院が昼でも夜でも休みの日でもかかれる状態をぜひつくってほしいという、そういう意見もありました。そういう懇談をさせていただいていますので、この次に町民の皆さんに説明するような状況があるとなれば、最終的に国、道からいろんな具体的な問題を提示されて、そしてある一定の方向が出たときに皆さんにお諮りする、あるいはご説明するという時期が来るのではないかなというふうに思っています。私ども想定はしていたのですが、各地区全地区、今残っているのは中御卒だけが、多分年越えてからでありましようけど、その他の地区は全地区終わりましたので、そういう状況でありましたことをご理解いただきたいと思います。

○委員長（深見 迪君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 病院のことについては、やはり町民の大事な病院ですから、とにかくご理解をとってもらうような努力を続けていただきたいと思います。

時間なのですけど、簡単に、委託料の関係いただきました。非常にいろんなものがやっぱりあるのだな、予算書もらっていて改めてこう思ったわけなのですけど、時間の関係もございますので、この中にいわゆる今後随契から競争入札のほうに考えていかなきゃならんというものがどのくらいあるのか、そのことだけをお聞きして、この資料もらったばかりですから、改めてまた別な機会にということで、それだけを聞いておきたいなと、このように思います。

○委員長（深見 迪君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） お答えをいたします。

ご案内のように、随意契約には地方自治法施行令に定められている事由が存在をいたします。その存在する理由があって成り立つ話でありますけども、ただ、その施行令の各号に規定する事情に存在する時代的な理解をされ得る時代的な背景と今日的な背景で多少温度差、あるいは変化等が生じているのも事実であります。それと、もう一方では、地方自治法の施行令によるのが正しいのか、自治法の本則によるのが正しいのかという議論がもう一つ生まれてきております。今日的な議論としては、自治法の本則であります一般競争入札、指名競争入札でなくて一般競争入札という方法に入るべきだというのがあります。もう一方では、きょう明らかになっていきますけども、公正取引委員会を廃止するという考え方も生まれておまして、非常にこの会社との契約問題について言うと、非常に大きく揺れている状況もなきにしもあらずであります。ただ、随意契約そのものがいわゆるコストを上げているのではないかという指摘について言えば、その方面からは多少競争入札、一般競争入札までは難しいでしょうけども、指名競争入札程度の努力はできるものからしていくべきだなというふうに、内部でもそういう考え方になっておまして、できるだけそういうものについてはそういう検討をするということで、既にできるものについて言え

議案第61号・第62号・第63号・第64号・第65号
第66号・第67号審査特別委員会記録

ば、きょうお示ししている中でもできるものについてはできるだけ指名競争入札に移行しつつ、新年度以降においても同じような努力をしていかなければならないというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○委員長（深見 迪君） 館田君。

○委員（館田賢治君） この委託につきましては、本当に副町長の言われたように、そういう法令の根拠に基づいて、やはり公法上の問題、司法上の問題ということで、こういう随契だとか一般的な競争入札だとかというのは、何か一般の請負的な考え方にも立つところもあるものですから、できるだけそういう今副町長が言われたような考え方の中で進んでいくことがいいのかなと思ひておりますので、またこれ改めて機会がありましたら、ご質問をさせていただくということにして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○委員長（深見 迪君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（深見 迪君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（深見 迪君） 討論ないものと認めます。

これより議題7案を一括して採決いたします。

議題7案は、いずれも原案可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（深見 迪君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第61号、議案第62号、議案第63号、議案第64号、議案第65号、議案第66号、議案第67号は原案可決すべきものと決定されました。

◎閉会の宣告

○委員長（深見 迪君） 以上で議案第61号・第62号・第63号・第64号・第65号・第66号・第67号審査特別委員会に付託された議題7案の審査は終了いたしました。

これをもって議案第61号・第62号・第63号・第64号・第65号・第66号・第67号審査特別委員会を閉会いたします。

（午後 4時04分）

議案第61号・第62号・第63号・第64号・第65号
第66号・第67号審査特別委員会記録

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するために
ここに署名する。

標茶町議会議長 鈴木 裕 美

年 長 委 員 黒 沼 俊 幸

委 員 長 深 見 迪